

徳島県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課並びに徳島県西部総合県民局美馬庁舎及び三好庁舎において、令和六年十一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年十一月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
一般国道	三一九号		三好市山城町大野字大寺四八一番三地先から 同 字下渡り五六九番二地先まで
一般国道	四三八号		美馬郡つるぎ町貞光字宮平一五九番三地先から 同 字東丸井六二番二地先まで
一般国道	四三九号		三好市東祖谷菅生二一八番四地先から 同 三九一番八地先まで
一般国道	四九二号		三好市東祖谷栗枝渡一五八番一地先から 同 下瀬二二三番一―地先まで
主要地方道	四	丸亀三好	美馬市木屋平字大北六九二番一〇地先から 同 字川井六九八番三―地先まで
主要地方道	一一二	鳴門池田	美馬市木屋平字川井六六九番地先から 同 一二四番地先まで
主要地方道	三三二	山城東祖谷山	美馬市木屋平字川井二四番地先から 同 三〇番一―地先まで
一般県道	一一七	美馬半田	三好郡東みよし町昼間字市場三六七三番一―地先から 同 字原一八一五番四地先まで
一般県道	二五一	脇町曾江	阿波市阿波町西林一七七番二地先から 美馬市脇町新町字新町二九七番一―地先まで
一般県道	二五六	上蓮小野	三好市池田町松尾大申一九二番二地先から 同 一三六番二地先まで
一般県道	二五七	蔭名小野	美馬郡つるぎ町半田字松生三〇三番四地先から 同 六六番一―地先まで
一般県道			美馬市脇町大字北庄字原八四五番一―地先から 同 字拝原一七六番一―地先まで
一般県道			美馬郡つるぎ町半田字田井三六九番六地先から 同 字松生六六番一―地先まで
一般県道			美馬郡つるぎ町半田字田井二九二番一―地先から

一般県道	二六二	芝生中庄	同	二六九番六地先まで
			三好市三野町芝生字池ノ内三八八番二地先から 同 字島土井一〇五番一地先まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和六年十一月二十二日